

取扱区分：「公開」

令和3年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年1月12日（火）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室

令和3年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年1月12日(火) 午前10時01分～10時50分

2 場 所 周南市役所 1F多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|-------|-------------|------|-------|------|-------|-------|---|
| 第1番 | あき 秋 | さだ 貞 | けい 啓 | こ 子 | 君 | 第2番 | あり 有 | ま 馬 | とし 俊 | まさ 雅 | 君 |
| 第3番 | いわ 岩 | た 田 | | みのる 実 | 君 | 第4番 | さ 佐 | いき 伯 | とも 伴 | あき 章 | 君 |
| 第5番 | しら 白 | いし 石 | じゅん 純 | じ 治 | 君 | 第6番 | たか 高 | ほし 橋 | | めぐみ 恵 | 君 |
| 第7番 | た 田 | なか 中 | えい 栄 | さく 作 | 君 | 第8番 | とし 歳 | みつ 光 | とき 時 | まさ 正 | 君 |
| 第9番 | の 野 | むら 村 | くに 邦 | ゆき 幸 | 君 | 第10番 | はやし 林 | | しゅん 俊 | いち 一 | 君 |
| 第11番 | はら 原 | だ 田 | まさ 雅 | ゆき 之 | 君 | 第12番 | ひろ 弘 | なか 中 | | ひさし 壽 | 君 |
| 第13番 | ふじ 藤 | い 井 | | たかし 孝 | 君 | 第14番 | ふじ 藤 | わら 原 | のり 典 | こ 子 | 君 |
| 第15番 | まつ 松 | だ 田 | たか 孝 | ゆき 行 | 君 | 第16番 | やま 山 | さき 崎 | みつ 光 | お 夫 | 君 |
| 第17番 | かさ 笠 | い 井 | やす 保 | お 雄 | 君 (会長職務代理者) | | | | | | |
| 第18番 | やま 山 | した 下 | とし 敏 | ひこ 彦 | 君 (会 長) | | | | | | |

(1名欠員)

(2) 欠席委員

なし

(3) 事務局職員

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 局 長 | 久 野 哲 郎 | 次 長 | 原 田 省 二 |
| 次長補佐 | 時 重 智 一 | 書 記 | 重 岡 のぞみ |

(4) 関係部署職員

産業振興部農林課 課長 河津 浩之 主査 松田 康仁

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

| | | |
|-------|---|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による基本構想に係る意見聴取について | 1件 |

第3 議決事項（継続審議）

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第41号 | 1番 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (令和2年) 　　　　　　て | 1件 |
|--------|--|----|

第4 報告事項

| | | |
|-------|--|-----|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について | 4件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について | 1件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 16件 |
| 報告第4号 | 現況が農地でないことの証明について | 6件 |

事務局長

定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18名中18名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時01分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、明けましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より令和3年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に、前回の総会冒頭でもお伝えいたしましたが、今年最初の総会でありますので、改めて議長より皆様をお願いを申し上げます。

周南市農業委員会会議規則第14条には、「委員は、議題について自由に質疑又は意見を述べるができる。」と規定されています。

議題に対する質疑や採決の中で、ご意見、ご質問のある場合は、「議長」と発声され、挙手をしてください。

議長が委員を指名し、発言を許可しますので、許可後に発言をしてください。

事務局においても、答弁をする場合は、同様に挙手をし、指名を受けて、許可後に発言をお願いします。

発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えないようにしてください。

録音して議事録を作成しますので、マイクを使用され、大きな声で発言してください。

委員におかれては、事務局や他の委員が説明したにもかかわらず説明のあったことを、また質問することのないように、他の発言内容をしっかりと聴かれ、確認したうえで質問をされるようお願いいたします。

また、事務局におかれては、同じ質問の堂々巡りとならないように、明確な答弁をお願いします。

発言の中では、具体的に相手方を特定できる個人の氏名や法人の名称を使わず、抽象的に「譲渡人」「譲受人」「貸主」「借主」「申請人」など共通的な表現としてください。

なお、発言にあたっては、根拠のない無責任な憶測のみによらないように、また、誹謗や中傷するものにならないようご注意ください。

発言された内容は、議事録として公表しますので、責任ある対応をよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第12番 ^{ひろなか ひさし} 弘中 壽 委員、第15番 ^{まつだ たかゆき} 松田 孝行 委員、のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページ、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

まず、1番です。

所在、地目は、記載のとおりで、2筆の3, 963平方メートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は、離婚により財産分与するため、譲受人は、これにより取得するものです。

なお、経営面積及び耕作者数は、譲渡人、譲受人が夫婦であり、その家族が耕作者となることから、それぞれ記載のとおり同数としております。

取得後の農地は、夫婦間での所有権移転のため、増減が無く約52アールとなりますので、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番 原田委員

11番の原田です。

議案第1号1番について補足説明いたします。

去る12月23日に現地確認、12月25日に譲受人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

農地の現状ですが、地番1798-21については果樹が植えられ一部畑で野菜が栽培され周辺は草刈りがされておりました。

地番1758-1については一部畑地として野菜が栽培され、他は水稻がすでに収穫されて耕起されており周辺は草が刈られておりました。

譲渡人及び譲受人は親族で、この度、財産分与することとなり農地を取得するとの事でした。

譲受人は今までも申請地で農業に従事しており、譲渡人及び家族も農作業を手伝うとのことでした。

耕運機、コンバイン、田植え機、草刈り機等営農するのに必要な機材を保有し、家族の協力もあり問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第1号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第1号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号2番を議題といたします。

なお、この議案は、歳光委員が関係されており、除斥の対象となることから、歳光委員には一旦ご退席をお願いいたします。

(歳光委員 退席)

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番です。

所在、地目は、記載のとおりで、2筆の5, 716平方メートルでございます。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は高齢により耕作が困難なため、譲受人は譲渡人の要望のため取得するものです。

なお、どちらの農地も現在賃貸借権が設定されておりますが、譲受人が農事組合法人の役員であり、農地取得後は、この法人に利用権で貸し付けることから、農地法第3条第2項第6号括弧書きの規定により、例外として許可となるものです。

その他の農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番 笠井会長

第17番の笠井です。

職務代理者

第2番について去る12月23日に事務局と一緒に現地確認し調査した事を報告いたします。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

農地の現状については適正に管理されてありまして、いずれの農地も圃場整備されておりました。

今回の譲渡人は高齢のため農地維持が出来ず売却を考えていた矢先、譲受人が経営規模拡大のため農地を探していたのが一致し話が纏まったとの事、譲受人は法人の理事をしていてほとんどの農機具も保有、営農計画書も添付され間

違いがないと思います。

議長（山下会長）

以上で審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第1号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第1号2番は、許可と決定いたします。

（歳光委員 着席）

続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局次長

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書の2ページ、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

申請人は、県の嘱託警察犬訓練士であり、自宅や犬舎に近い申請地を嘱託警察犬の飼育育成訓練場として確保・充実させるものです。

申請地は、湯野支所から北へ約1.5キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 弘中委員

第12番 弘中です。

議案第2号1番について補足説明いたします。

去る12月23日水曜日、農業委員会事務局と共に現地調査をして転用申請について目的は囑託警察犬飼育育成場及び訓練場の設置であります。

この転用される農地は周囲を山林に囲まれ、現状は畑状の休耕状態となっております。

これが飼育場として整備されることによつての隣接周囲への悪影響は無いものと確認いたしました。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第2号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書の3ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、1議案4件です。

事務局次長

まず1番です。

申請人は、記載のとおりで、申請地は、現在休耕しており、今後も農地として利用する予定もなかったところ、譲受人が隣接する資材置場に近い申請地の譲渡を申し入れ、譲渡人が、これに応じたものです。

申請地は、須々万支所から南西へ約1.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番 有馬委員

2番の有馬です。

第1番について去る12月26日に現地を確認するとともに、1月7日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認しましたので報告します。

現地は三角地で雑草が繁茂しており、久しく耕作されていない様子でしたし周辺も農作物を植えた形跡はありませんでした。

本件は譲受人が資材置場を探していたところ、幹線道路からも近く交通の便も良いことから取得するものです。

譲渡人は休耕しており、今後も耕作の予定がないとのことから譲受人からの要望により売買に同意したとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査しました。

問題ないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第3号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

藤原委員、どうぞ。

第14番 藤原委員

譲受人が代表社員となっているんですが、この代表社員とはどのような立場の方なのでしょうか。

持ち株会社とか合同会社とかでは代表社員という名称の方がいらっしゃいますけど、株式会社では聞いたことが無いので教えて頂きたいのが1件と、この会社は去年かなり広い土地を資材置場で確保されていますよね、取得されていますよね。

同じ須々万方向にまた資材置場が必要ないんじゃないかと思うし、先だっ
ての資材置場もかなり広いし駐車場スペースも車と車の間をあけて取ってら
っしゃって十分3台ぐらいは置けるスペースは有ると思うので、必要性とい
う意見で如何でしょうか。

議長（山下会長）

事務局どうぞ

事務局

最初の質問でございますが、議案の方が代表社員となっておりますが申し
訳ございません、申請書の方は代表取締役となっておりますして登記簿も代表
取締役となっておりますので、議案の方を訂正させて頂きたいと思えます。

次の質問でございますが、面積的にも今回狭い隣接する土地であることか
ら合わせて利用するという事で必要性ということを判断いたしました。

問題ないと許可相当となっております。

議長（山下会長）

よろしいですか。

ほかにご質問はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番です。

申請人は、記載のとおりで、譲受人は、申請地が自宅に隣接していることか
ら、これを譲り受け、一部を駐車場として整備し、一部に植樹を行い庭として
管理するものです。

譲渡人も今後耕作を行わないことから、譲り渡すものです。

申請地は、鹿野総合支所から南東へ約350メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番 野村委員

第9番の野村です。

議案第3号2番について説明いたします。

12月18日、譲受人と譲渡人及び事務局と現地で確認いたしました。

申請地は現在畑ですけど、ほとんど耕作されておられません。

現状はきれいに草刈り等はされており整備されております。

意見カードの要望では自宅のすぐそばでもあり、現在駐車場を借りている状況で、できたらすぐ近くの隣接する場所に駐車場が欲しいという事で、今回の案件が上がりました。

それに対して譲り受けることになりました。

現状畑ですが、ほとんど耕作されておらず、ただし上下二段になっておりまして下の部分は駐車場に出来ますけど、上の方は約2メートル段差がありこちらには樹木を植えて管理をするとのことでもあります。

周辺にも影響は無いと思いますし、出入り口も加工も無しに出入り出来る状況ですので問題は無いと思います。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第3号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、3番です。

申請人は、記載のとおりで、譲受人は、自宅を資材置場として利用していましたが手狭になったため、幹線道路から近い申請地を購入し、新たに資材置場とするものです。

譲渡人も、最近まで耕作していましたが、今後は水田として利用する予定がないことから、譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約3.4キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番 原田委員

第11番の原田です。

議案第3号3番について補足説明いたします。

去る12月25日に譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地はJR大河内駅から約1キロメートルにあり、現状は今年の稲刈りがされ周辺の草刈りもされておりました。

譲渡人の話では昨年までは農業法人に耕作してもらってたものの、今後は農地として耕作する予定も無く譲受人が事業用地を探していると聞き譲渡すとのことでした。

譲受人は同地区内で事業をしており、現在は自宅敷地を資材置き場として利用していたが手狭となり用地を探していたところ自宅や幹線道路からも近く交通の便の良い申請地を取得したいとのことでした。

申請地の利用について代理人を通じて譲受人に確認したところ、申請地は計画通りに車両、碎石、真砂土等建築資材置き場及び倉庫を設置するもので、汚水等の発生はないとのことでした。

敷地に隣接して農業用水路があり、その用水が道路側溝を介して下流の田に利用されること、申請地の雨水がその側溝に流れることなどから問題はないものの、周辺の農地耕作者、休耕農地所有者への説明をするよう指示をしました。

その用水路は申請地上段の耕作地の石垣が崩れ一部埋まっているため、造成に合わせて土砂を取り除いてほしいと伝えておきました。

また、申請地に隣接している住宅は譲渡人所有で資材置き場になることは了承済みとのことでした。

周辺農地への影響もなく事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第3号3番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議長（山下会長）

議案第3号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、4番です。

申請人は、記載のとおりで、自己用住宅を建築するため、貸主である妻から借主である夫へ農地の一部を無償で貸し付けるものです。

申請地は、戸田支所から南東へ約780メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、平面図、立面図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、高速自動車道の出入口から、概ね300メートル以内にある第3種農地に該当いたします。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類が完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番の岩田です。

議案第3号4番について補足説明いたします。

本申請は夫婦間の使用貸借による権利の設定をお願いするものです。

譲渡人は父親から相続した田へ譲受人である夫名義の住宅を新築するものです。

12月28日、譲受人、譲渡人の夫婦ともう一人の相続人である母親と三人で現地にて現地確認及び意思確認をしました。

地目は田で現状は畑としてきれいに管理されていました。

面積は1,150平方メートルの内221平方メートルを申請するもので

事務局次長

議長（山下会長）

第3番 岩田委員

す。

実家には介護の必要な祖母がおられ介護と農作業の負担が大きいので、今回実家の隣へ新築する判断になったとのことでした。

申請書、相続証明書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図と整っており調査項目にしたがい調査しましたが問題はないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第3号4番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による基本構想に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の4ページをお願いいたします。

併せて、別紙1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」及び別紙2「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表」もご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による基本構想に係る意見聴取について」、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、周南市長より基本構想についての意見を求められましたので、これについて、農林課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、決定したいと思います。

農林課河津課長

なお、お配りしております別紙2の新旧対照表は、前回の基本構想と比較したものでございます。

それでは、よろしく願いいたします。

農業委員の皆様、こんにちは。

農林課長の河津です。

委員の皆様におかれましては昨年中より、本市の農業振興におきまして、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本年度もどうぞよろしく願いいたします。

それでは只今紹介がありました議案第4号につきまして、ご説明させていただきます。

令和元年5月24日の「農業経営基盤強化促進法」の改正及び令和2年4月1日の県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の策定に基づき、市の基本的な構想を策定するものでございます。

改正点の概要につきまして、お配りしております資料に沿ってご説明させていただきます。

まず1ページから6ページの「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、市の農業施策の方針の現状に合わせた修正を行っています。

次に6ページから10ページの「営農の種類ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」ですが、市内の認定農業者が取り組んでいる作目を中心に実態に即した記載に改めてます。

次に10ページから11ページの「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」ですが、新規就農者パッケージ支援事業で推進している作目や認定新規就農者が取り組んでいる作目を中心にした記載に改めてます。

次に12ページから34ページの「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業の統合に伴う修正をしています。

その他、全体的に最新の住民基本台帳データや農林業センサスに沿った時点修正や誤字、文脈の不具合の訂正を行っています。

議長（山下会長）

基本的な構想の改正点につきましては以上の通りでございます。
何かご質問がございましたらお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第4号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、弘中委員どうぞ。

第12番 弘中委員

これについては第2次、第3次の改正に伴って、その流れと趣旨については只今説明のある通り、あるいはこの構想の骨子からして流れは同一だと思えますが、この度、特に中身の中で構想として改訂されたという部分というのは有りますかね。

議長（山下会長）

農林課どうぞ

農林課長 河津

はい、ありがとうございます。

特に今のワンペーパーA4版の纏めたものが有りますけど、今回の主な改正点の中でいきますと、カッコ4番に記載しております農業経営基盤強化促進に関する事項の所で、第5番の法の改正も変わりましたので改正に合わせた内容で、また農地中間管理機構等とも動いております。

そういったものの統合に伴う修正を大きな修正として上げさせていただいております。

議長（山下会長）

その他ございませんか。

よろしいですか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第4号につきましては、承認する旨を市長に答申いたします。

農林課長 河津

ありがとうございました。

本市では新規就農パッケージ支援により新たな担い手の確保に努めております。

本日お手元に資料をお配りしておりますL I F E W I T H A G R I C U L T U R E冊子、これにつきましては昨年の3月に改正版として見栄えを良くして出さして頂いております。

中を開いて頂きますと新規就農を思っている方達に対して、このパンフレットでご説明等をさせていただいております。

3ページ目のところに就農までの流れのページが有るんですけども、こちらの下段の方には周南市の支援の一覧を載せてご紹介させていただいております。

その次ページ以降は、先輩の就農者の方々の家族写真やインタビューをしたものをご紹介させて頂いております。

この資料を基に東京であったり大阪であったりイベントの時にはご案内させて頂いてます。

是非、周南市において就農して頂きたいと思っております。

委員の皆様方にはこうした就農者の農地の確保や地域に取り込めるようにご支援ご協力をしていただければと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

本日は、ありがとうございました。

議長（山下会長）

続きまして、議事日程第3、継続審議の議決事項に入ります。

令和2年議案第41号1番「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の5ページ、議案第41号1番「農地法第4条の規定による許可申請について」をご覧ください。

本議案は、先月の12月総会において、継続審議となったものですので、内容についての詳細な説明は、省略させていただきます。

先月の総会では、本申請が農用地を除外し、自ら太陽光発電設備に転用するという事案のため、より慎重な審議が必要であり、申請人の確実な履行を約する確約書が提出された後、改めて審議する、とのことをございました。

本日、令和2年12月16日付けで申請人から提出された確約書をお手元にお配りしております。

確約書の内容は、申請人は太陽光発電事業を行う意思があり、許可後も引き続き土地を所有し事業を継続すること、事業を行うにあたり近隣に迷惑をかけずに管理していくこと、となっております。

なお、条件を付して許可することにつきましては、農地法第4条第7項にも謳われており、県農業振興課にも確認し可能であるとの回答をいただいておりますが、先の内容で確約書が提出されておりますことから、許可に際しては、条件を付さないものとしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関し、議案第41号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

事務局長

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号1番の案件について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号1番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議事日程第4、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして6ページ及び7ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、農地等を相続により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は4件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして8ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして9ページから11ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は16件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

事務局長

続きまして、報告第4号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして12ページから13ページ、報告第4号「現況が農地でないことの証明について」、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき証明をするもので、今回は6件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、3番の農用地2筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画の随時変更を行い、除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第1回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時50分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年1月12日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 弘 中 壽

委 員 松 田 孝 行